

平成 31 年度
事業計画書

公益財団法人愛世会

《目 次》

1. 平成31年度事業計画 法人の基本方針	1	頁
2. 愛 誠 病 院	2~6	頁
3. シルバーピア加賀	7~8	頁
4. 愛歯技工専門学校	9	頁
5. 愛歯技工研究所	10~11	頁

平成 31 年度事業計画

公益財団法人愛世会

平成 31 年 3 月 7 日

基本方針

日本経済は緩やかな景気拡大基調にあり、業界や企業間に跛行性が見られるものの、新たな転機を迎えようとしている。また、雇用情勢や設備投資が改善しつつある反面、個人消費は依然として低調に推移している。

団塊の世代が退職年齢に達し始め、人口構造が急速に少子高齢化を迎え、年金などの社会保障制度を支える側にいた人たちが、今後続々と支えられる側にまわり、社会保障制度の転換点となると思われる。

このような情勢の中、医療サービスと介護サービスの今後を見るうえで、高齢化に伴う環境全体像を把握し、慢性的になりつつある人手不足を改善し、地域的な医療・介護の連携を機動的に対応する必要がある。

また、歯科技工界では新たな技術革新も始まっており、それらの最新情報を収集し、技術の向上を計り、変化している市場の需要をしっかりと受け止め対応していく必要がある。

但し、技工専門学校は少子化の影響により応募者数が無く休校の状態となった。今後については慎重に対応していきたい。

以上のことを踏まえ、平成 31 年度の事業計画及び収支予算を作成した。公益法人の目的である不特定多数の地域社会に奉仕し、特に生活困窮者等には適正な医療、介護の提供、更に顧客満足度の高い医療、介護のサービス、また、研究所に於いては技術向上を目指し、法人の収支均衡を保ち、経営基盤の安定を図ることを基本方針とする。

愛誠病院

昨年度の診療報酬改定率は、全体で1.19%引き下げる結果となった。「薬価」で1.74%引き下げ、「本体」を0.55%引き上げるものであった。病院としては、平成30年度の収支は厳しい結果となりそうである。さらに今年度は10月には消費税が10%となることが決まっており、薬価の改定もあり経営的にさらに逆風が予想される。

本来、公益財団法人として公益目的事業は経営上収支相償を目指すものである。しかし、公益目的事業である診療部門と健診部門を合わせた部門の収支が経営上大変苦戦しており、収益事業体なども同様で法人全体として経営上悪化の一途をたどっている。今後、高齢化が進み社会保障費が膨らむ現在、診療報酬改定で引き上げは期待できない。また、健診部門においても入札制度が進み各健診機関の競争は厳しく薄利は一層進むものと予想される。また、病棟の老朽化が目立ち、アメニティの問題や耐震化について問題を抱えている。

今年度の大きな課題は、経営上安定した運営が出来るよう、その体質改善が要求される。医療や健診の質を担保し、如何にコストを下げるかにかかっている。現在の体質から脱却し、大きな変換が求められており、将来に不安をもたらさないためにも病院全体で具体的に取り組む時期にきている。

公益目的事業である診療部門では、患者の社会復帰を如何に推進するか、また精神科の合併症治療の向上、地域住民の方により良い医療を受けて頂くために色々な諸問題をアドバイスできる病院づくりを推進したい。

健診部門では、メンタルヘルス事業において、精神科を掲げている病院として検査から相談支援も含め包括的な対応ができることをアピールし、その特色を生かしたい。

各 部 門 別 対 策

I. 公益目的事業

1. 医療支援・社会復帰支援事業（診療）

- (1) 医療機関に受診困難な患者の為に IoT（物のインターネット）を利用し遠隔診療を開始し、より多くの受診の機会を設ける
- (2) 嚥下機能低下の患者に対して歯科と共同し口腔内衛生管理
- (3) 来院困難な患者の為に、訪問診療の開始
- (4) 一般病棟における看護力アップのための入院基本料のアップ
- (5) 療養病棟において病状の重症度の高い患者の受入
- (6) 精神科合併症病棟における看護力の強化
- (7) 精神科のデイケア・作業療法・訪問看護室を強化し精神科患者の社会復帰支援の強化
- (8) 精神科デイケアの利用者や家族に対しての生活支援・情報提供・相談等の実施
- (9) 処遇困難な患者の積極的な受入れの実施
- (10) ストレスチェック後におけるアフターケアの実施
(高ストレス者に対し臨床心理士や精神科医療相談員等による相談業務と医師の診療のシステム構築)
- (11) 長期入院患者の在宅復帰の為に、リハビリの強化
- (12) 看護師をはじめとする各医療技術者の実習の積極的な受入れ
- (13) 地域住民に対する医療知識啓蒙の為に、無料公開医療講座の実施
- (14) 災害時における対応の強化

2. 疾患予防事業（集団検診）

- (1) 勤労者に対するメンタルヘルス事業の促進
- (2) 今年度よりウェブ対応が可能になったので、エンドユーザーへのアナウンス強化
- (3) ストレスチェックシステムのウェブ対応が可能になり、新規顧客の獲得
- (4) 職場・地域・学校などに対し疾患予防及び健康づくりに貢献
- (5) メタボリックシンドロームの対策強化及び診療部門との連携
- (6) 各事業所、勤労者、児童らへ各種ワクチン接種を実施
- (7) 各種健診結果を解析することで、疾患発見率の研究と発表
- (8) 受診者のプライバシー保護のためセキュリティーを強化し第三者認証を取得・維持

II. 収益目的事業

1. 人間ドック

- (1) 受診者の顧客満足度の向上
- (2) 早期発見に寄与するドック事業の推進
- (3) オプション検査の充実
- (4) 疾患予防の為、保健指導の強化
- (5) 地域住民を対象とした健康情報発信
- (6) 健診結果報告の迅速化
- (7) よりわかりやすい結果報告の確立
- (8) 質の高いドックを目指し、人間ドック機能評価認定の継続
- (9) 婦人科検診の充実

Ⅲ. その他（事務など）

- (1) ガバナンスの強化及びディスクロージャーの推進
- (2) 各事業体の大幅な赤字経営からの脱却
- (3) 部門別決算を実施し、経営の脆弱性の強化
- (4) 経営安定化の為、人員配置を適正化・費用の見直し
- (5) 老朽化した病棟の建替計画の再スタート
- (6) ホームページによる公益法人の活動と医療情報の提供
- (7) 災害時の行政との連携及び救護活動の強化
- (8) 防火・防災訓練の徹底及び意識の強化
- (9) 患者サービス向上のため接遇と医療機器の更新
- (10) 資源の有効活用（節電・節水や空調温度の適正化など）
- (11) IoT（物のインターネット）を活用し、業務効率化
- (12) ハラスメントについて職員への啓蒙

公益財団法人として実施する事項

1. 生活困窮者の支援のため、医療扶助者に対し可能な限りの医療援助や社会復帰支援を行う。平成29年度の入院および外来患者の27.3%が生活保護法患者である。(平成30年6月26日厚生労働大臣証明済)
2. 精神障害者支援のため、精神科で受け入れ先が少ない身体合併症治療の分野で、一般科の医師らと共同で積極的に合併症治療にあたっていく。
3. 精神障害者支援のため、精神科に緊急入院を必要とする患者に対して、療養の機会を与えることを目的とした精神科救急受託事業（後方医療受託事業）について、東京都福祉保健局との契約を本年度も継続する。
4. 生活困窮者の医療支援のため、生活保護者の個室利用について、室料差額の徴収は一切行わない。
5. 勤労者の福祉の向上のため、メンタルヘルスを通じうつ病などの早期発見や自殺の予防などの「心」の健康づくりに寄与していく。
6. 公衆衛生の向上のため、健診で得たデータについて研究活動を続け発表していく。

シルバーピア加賀

所謂2025年問題が間近に迫った状況において、地域包括ケアシステムの構築をより一層加速させる必要に迫られている。

少子高齢化問題を間近に控える中、地域包括ケアシステムにおいて、中核施設である介護老人保健施設の役割は非常に大きなものとなってくる。従来、運営基準において在宅復帰を目指すことが老健の役割として位置づけされていたが、平成29年の介護保険法の一部改正により法律上明確に「在宅支援・在宅復帰のための拠点となる施設」、「リハビリを提供することで利用者の機能維持・回復の役割を担う施設」ということが示された。このことから、当施設では「在宅復帰・在宅支援」の老健を目標として、その実現のためにリハビリテーションの充実、通所リハビリテーションの稼働率の向上に取り組んでいく。また、在宅での生活を支援するために、訪問看護ステーション、短期入所療養介護等の在宅サービスの充実、病院・地域の診療所との連携も重要な課題として取り組んでいく。

一方、在宅サービスの支援と同時に認知症高齢者、終末期の利用者を受け入れる体制を今まで以上に整え、入所率の向上に資する必要がある。つまり、在宅復帰を目指しつつ、一方では、医療依存度の高い利用者を積極的に受け入れ、看取りまで行う二本柱で運営を行っていくことが必要となる。

平成30年度の介護報酬改定では、在宅支援・在宅復帰の体制、重度の要介護者や喀痰吸引、経管栄養の要介護者の受け入れを積極的に行うことで、より高い介護報酬を得られるようになった。人員不足の中、体制を整えることは当施設にとっても厳しい状況ではあるが、利用者がより良いサービスを受けられ、より満足していただける施設を目指し、職員の資質の向上、業務の効率化を図り、安定した経営が行われるように、施設全体で取り組んでいくものである。

各 部 門 別 対 策

1. 介護老人保健施設

- (1) 入所及び通所の利用率の向上
- (2) 感染症予防体制の強化
- (3) 居宅サービスとの連携の強化による在宅復帰率の向上
- (4) 職員の研修の充実、資質の向上
- (5) 認知症ケアサービスの推進
- (6) 口腔ケアの推進
- (7) ターミナルケアの推進
- (8) 地域包括ケアシステムの推進
- (9) 業務効率の改善

2. 地域包括支援センター

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 各居宅介護支援事業所への支援
- (3) 包括支援センターの普及・啓発活動
- (4) 業務効率の改善

3. 居宅介護支援事業所

- (1) 居宅介護支援件数の拡充
- (2) 各サービス事業所との連携強化
- (3) 地域包括ケアシステムの推進
- (4) 業務効率の改善

4. 訪問看護ステーション

- (1) 訪問件数の拡充
- (2) 各居宅介護支援事業所、各医療機関との連携強化
- (3) 業務効率の改善

愛歯技工専門学校

少子高齢化の影響を受け、平成 30 年度の入学者数が 8 名と激減したため、平成 31 年 4 月入学の学生募集活動を中止し、全国の歯科技工専門学校の入学状況を参考にしつつ、今後の学校の経営について考えていきたい。

愛歯技工研究所

近年、各歯科大学、歯科医院において「院内感染対策」を推進するための施設基準が基本診療料に設けられ、使用器具等の感染対策の研修を受け届出を行っている。当研究所は平成 30 年度より滅菌機を導入し、製作された補綴物（入歯、被せ物や差し歯等）に滅菌処理を施しており、安全、安心の提供に努め高い評価を得ている。

また、既に導入しているコンピューターで設計・製作する「CAD/CAM 機」の台数を増やし、歯科技工士の知識と「CAD/CAM 機」の利便性をさらに上げ、効率的に補綴物の製作に臨みたい。

各 部 門 別 対 策

1. 技術・研究

- (1) 製作工程の見直しと構築
- (2) 「CAD/CAM」を用いた臨床応用の研究
- (3) オールセラミックス（ジルコニア）の技術研究
- (4) 全社的品質管理活動の充実
- (5) 外部技工所との技術提携
- (6) 歯科材料メーカーとの臨床応用の共同研究

2. 研修

- (1) 各種学会、研修会への参加
- (2) 歯科医師を招いての研修
- (3) 職員ミーティング（月1回）

3. 事務

- (1) 営業力の強化
- (2) ホームページの更新
- (3) 防火・防災教育の実施

4. その他

- (1) 歯科医院からの見学者の受け入れ